

山陽小野田市農業委員会

第4回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年10月12日午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

3 中原 義治

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 1 号 農地法第3条 権利の移動

議案第 1 2 号 農地法第4条 転用

議案第 1 3 号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 2 号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 3 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 4 号 農用地利用集積計画

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第4回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は中原委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は8番辻村委員と9番山本委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第3条の許可申請は2件です。</p> <p>議案第11号番号9について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から西へ約1.5km乃至約2.0kmに位置する農用地区域内農地及び第2種農地です。</p> <p>公図は3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は1ページの番号9のとおりです。</p> <p>本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 5番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。10月5日に事務局2名と二井委員、私の4名で現地調査をさせていただきました。周辺の状況は南と北が道路で西に宅地と道、東側は水田となっていました。現状は耕作されていました。もう一方は西側が県道で北側は宅地と田があり、東と南は田がありました。いずれも耕作されています。残り一筆は山陽本線の高架のすぐ脇にあり、現状は耕作されておらず、放置されていました。譲渡人は遠方に居住しており管理が困難であることから譲渡するとの事でした。譲受人は約0.8haを耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能だと思います。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第11号番号9に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>全員賛成により原案どおり承認することといたします。</p>

- 局長 次に番号 10 について事務局の説明を求めます。
議案第 11 号番号 10 について議案書をもとに説明いたします。
6 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から西へ約 1.4 k m
乃至南西に 0.8 k m に位置する農用地区域内農地及び第 2 種農地で
す。公図は 7 ページから 9 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 10 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満
たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
5 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は、東側に水路があ
り南と北には田、西側に道があります。もう一つの申請地は北側に水
路、東と南は水田となっていました。残りの申請地は北東側に大正川
があり、西が宅地、南に道が通っていました。申請地の状況は 1766 番
が保全管理中、1720 番 1 が耕作中で、539 番 1 及び 2 は保全管理中で
した。譲渡人は高齢で管理が困難なことから譲渡するようです。譲受
人は約 2.4ha を耕作しており、農業機械等も揃っていることから耕作
可能だと思います。報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 11 号番号 10 に
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 12 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を
上程します。
- 局長 事務局の説明を求めます。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。
議案第 12 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。
11 ページをご覧ください。申請地は市役所から北東へ約 2.8 k
m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、10 ページの番号 1 のとおりです。公図は 12 ページ、
土地利用図は 13 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え
られます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
1 3 番 現地の報告をさせていただきます。10 月 5 日に事務局 2 名と森田委
員、私の 4 名で現地調査をさせていただきました。周辺の状況は、南

側以外が宅地で、南側は整地中の雑種地でした。申請地の状況は水田で、稲刈りが終わった後でした。雨水処理に関しては西側に水路があるため、そちらに排水します。埋立法面の処理は土羽とブロックとなっています。申請地への進入路の位置は図面東側で905番1のコンクリートブロックを一部壊して進入路とするそうです。幅員は5mです。境界については既設構造物で確認できています。以上の事から特に問題ないと思います。これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第12号番号1に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

議案第13号番号5について議案書をもとに説明いたします。

申請地は、総合事務所から南西へ約0.5kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、14ページの番号5のとおりです。公図は16ページ、土地利用図は17ページから19ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

13番

現地の報告をさせていただきます。周辺の状況は北側と西側が畑で東側が宅地、南側が道路となっています。申請地の状況は畑で、粟が耕作中でした。雨水処理に関しては南側道路側溝に排水します。污水に関しては公共下水で処理します。申請地への進入路の位置は図面南側の道路からとなります。境界に関しては境界杭と測量杭で確認できています。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第13号番号5に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第2号「農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出

- 局長 について」事務局の説明を求めます。
- 局長 報告第 2 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。
21 ページをご覧ください。届出地は、総合事務所から北東へ約 5.2 k m、農用地内にあります。
届出の内容は、20 ページ番号 1 のとおりです。公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページを御覧ください。
本件は、工事終了後、原状回復されます。
- 議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 2 号番号 1 は届出のとおり処理いたします。
次に報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 176 から 194 の 19 件で、現契約を合意解約するものです。ご審議の程お願いします。
- 議長 何か質問はありませんか。
ないようでしたら報告第 3 号は通知のとおり処理いたします。
次に、議案第 14 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第 14 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 61 番及び 62 番の 2 件、2 筆、1,983 m²でございます。
ご審議の程お願いします。
- 議長 質問はありませんか
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 14 号は原案どおり決定することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 局長 次回の現地調査は、11 月 5 日(木)9 時から、辻村委員と中原委員でお願いします。
第 5 回総会は、11 月 10 日(火)13 時 30 分からで、会場は厚狭公民館第一研修室です。
- 議長 以上をもちまして第 4 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 0 5 分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
8 番委員

議事録署名委員
9 番委員